

「無料体験のはずが高額契約に！」

【質問】 3日前、脱毛エステの無料体験後、30万円コースを勧められました。高校を卒業したばかりでお金がないと断りましたが、「分割払いなら月額1万円でOK」などと言われ契約しました。

解約できないでしょうか。

【回答】 エステ契約は1カ月を超え、5万円を超える契約であれば、8日間はクーリングオフができます。

事例の場合、クーリングオフが可能です。8日を過ぎても、決められた解約料を支払って中途解約が可能です。

無料体験などといった甘い言葉には注意を。

契約前に本当に必要か冷静に考え、安易に高額な契約をしないようにしましょう。

また、クレジット契約は借金です。手数料などもよく確認してください。

(2022.05 広報まえばし掲載)